

回 覧

令和3年6月25日

吉見町総務課長

吉見町防災ハザードマップの修正について（お願い）

日頃、本町の防災行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、災害対策基本法の一部を改正する法律が、令和3年5月20日に施行されたことに伴い、令和3年3月に配布させていただいたハザードマップの一部に修正箇所が生じました。

つきましては、修正用のシール紙を全戸配布させていただきますので、お手持ちのハザードマップ（2ページ目・「5段階の警戒レベル」）にシール紙を貼り、下記のとおり、最新の情報に修正していただきますようお願い申し上げます。

記

<修正前>

<修正後>

危険度 → **高**

※必ずこの順番で発令されるとは限りませんので注意してください。
※これらの発令が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を始めてください。

避難の目安となる水位			
河川名	氾濫注意水位 (レベル2水位)	避難判断水位 (レベル3水位)	避難危険水位 (レベル4水位)
荒川(熊谷観測所) 熊谷市榎町	AP 3.50	AP 5.00	AP 5.50
市野川(慈雲寺橋) 吉見町江網	AP 16.50	AP 16.92	AP 17.90

危険度 → **高**

※1 市町村が災害の発生を予測し把握する制約のない限り、無断でレベル5発令される可能性はありません。
※2 避難指示は、これまでの避難指示のタイミングで発令されることとなります。
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ自発的行動を見合わせる必要があり、避難の準備をとり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

避難の目安となる水位			
河川名	氾濫注意水位 (レベル2水位)	避難判断水位 (レベル3水位)	避難危険水位 (レベル4水位)
荒川(熊谷観測所) 熊谷市榎町	AP 3.50	AP 5.00	AP 5.50
市野川(慈雲寺橋) 吉見町江網	AP 16.50	AP 16.92	AP 17.90

※上記の変更に伴い、ハザードマップP25及びP26においても変更が生じております。警戒レベル3は「高齢者等避難」、警戒レベル4は「避難指示」、警戒レベル5は「緊急安全確保」に読み替えて使用してください。

担 当 総務課 危機管理室
電 話 0493-54-1505 (直通)